

令和8年9月15日

公 募 公 告

防衛省陸上自衛隊
信太山駐屯地業務隊長
(公 印 省 略)

陸上自衛隊信太山駐屯地における展示即売店の設置及び経営に関する業者の募集について

陸上自衛隊信太山駐屯地において、展示即売店を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 公告期間

令和8年9月15日（火）～令和8年9月30日（水）

2 応募資格（細部事項は募集要領、仕様書に記載）

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 暴力団及び暴力団員ではないこと、また暴力団と関係しないこと。
（暴力団排除に関する誓約事項に同意できる者）

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

4 募集業種

訓練・演習用品、スポーツ用品、一般衣料品・日用品等、食品ほか
（アルコール類は禁止（土産物は除く））

5 設置期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日（30日以内）

6 設置場所及び区画

- (1) 屋 内：厚生センター正面玄関ホール（1区画6㎡又は2区画12㎡）
- (2) 屋 外：厚生センター正面玄関前広場（30㎡又は77㎡）
- (3) キッチンカー：厚生センター正面玄関前広場（30㎡）

7 公告期間における募集要領及び仕様書の受領

(1) 期 間

令和8年9月15日（火）から令和8年9月30日（水）

(2) 受領手順

ア 電話連絡（第12項問い合わせ先（公募担当）へ、ただし、土、日及び祝日を除く）

令和8年9月30日（水）17時に電話連絡を打ち切ります。

（以後は応募不可となります）

イ 以下4項目から受領方法を選択し公募担当へ伝達（(ア)(イ)を推奨）

(ア) 中部方面会計隊ホームページからダウンロード

(イ) メールによる受信

(ウ) 来隊による受領（場所は第12項問合せ先と同じ）

(エ) 郵送による受領

8 業者説明会

(1) 日 時： 令和8年10月5日（月）午後2時10分から

(2) 場 所： 陸上自衛隊信太山駐屯地内 厚生センター「談話室」

(3) 注意事項

ア 参加希望者は、令和8年10月1日（木）（土、日及び祝日を除く。）までに、募集要領中別紙第1「展示即売店業者公募説明会申込票」にて通知する。

（電話、メール、FAX）

（FAXを利用される場合は併せて電話連絡もお願いします。）

イ 募集要領及び仕様書を携行

ウ 公募に応募するには本説明会参加が条件

但し、以下の業者は本説明会参加を免除される。

(ア) 過去4年間に展示即売店として出店実績がある業者

(イ) 過去4年間に信太山駐屯地の記念行事又は納涼祭に出店実績がある業者

エ 本説明会当日までに、募集要領及び仕様書を一通り確認し、提出書類の準備を始めておく。

9 応募方法

上記、第7項に示す期間に「募集要領」、「仕様書」を受領し、応募受付期間に応募書類を提出する。

応募受付期間：令和8年10月6日（火）～令和8年10月21日（水）

10 選考結果の通知

(1) 日時等

令和8年11月12日（木）以降に電話等により通知する。

(2) 合格した業者のみ連絡

不合格者から問い合わせがあった場合には対応するが、不合格理由については回答しない。

11 その他

細部内容は、募集要領及び仕様書による。

12 問合せ先

〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地

陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊厚生科厚生班

電 話 0725-41-0090 内線337

FAX 0725-41-0090 内線424（交換手対応）

0725-41-9453（会計隊直通）

公募担当 厚生主任 林

展示即売店応募予定者 様

応募においてご提出いただく書類

No.	提出書類等	部数	備 考
1	申請書	1 部	
2	企画提案書	7 部	
3	主な販売予定商品・販売価格表		
4	販売予定商品カタログ又は写真		必ずカラーのもの 募集要領をよく確認
5	業務確約書	1 部	
6	戸籍抄本又は商業・法人登記簿謄本		
7	営業経歴書		
8	財務諸表		直近のもの
9	納税証明書（法人税又は所得税）		直近のもの
10	会社概要（パンフレット等）		任意様式
11	印鑑証明書		
12	営業許可書		露店営業、自動車営業
13	資格審査結果通知書（写し）		No.6～9に代えることができます
14	国有財産使用申請書	1 部	合否に関係なし

応募される方は、令和8年10月5日（月）14時10分の**業者公募説明会**にご参加いただく必要がございます。ご参加いただく場合は「**募集要領中別紙第1の展示即売店業者公募説明会申込票**」を記入し、メール、FAX、電話などをお願いします。参加後に応募の意思をお決め頂くことになります。

令和5年度以降に展示即売店又は臨時売店（記念行事、納涼祭）として出店された方は、本説明会参加の必要はありません。

応募書類提出期限：令和8年10月21日（水）です。

応募期限が早いので、資料を受領されましたら、応募意思が決まっても内容をご確認いただければと思います。既に応募を決断されている方は取り掛かれることをお勧めさせていただきます。

No.2～No.4の書類は特に期限の厳守をお願いします。

国有財産使用申請書は、合否には関係ありませんが期限厳守をお願いします。作成要領については当方から調整させていただきます。

よろしくお願い致します。

陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊
厚生科 厚生班 林 伸 郎

募 集 要 領

(令和 9 年度展示即売店公募)

陸上自衛隊信太山駐屯地
業 務 隊 厚 生 科

募 集 要 領

1 概 要

大阪府和泉市伯太町官有地に所在する信太山駐屯地において、駐屯地隊員の福利厚生のための展示即売店の設置及び経営に関する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

大阪府和泉市伯太町官有地
陸上自衛隊信太山駐屯地

4 設置期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日（30日以内）

5 募集業種

訓練・演習用品、スポーツ用品、一般衣料品・日用品等、食品ほか
アルコール類は禁止（土産物は可）

6 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置場所及び区画

ア 屋 内

厚生センター正面玄関ホール（1区画6㎡又は2区画12㎡）

- イ 屋 外
厚生センター正面玄関前広場（30㎡又は77㎡）
- ウ キッチンカー
厚生センター正面玄関前広場（30㎡）
- (3) その他
別添仕様書のとおり

7 業者説明会

- (1) 日 時
令和8年10月5日（月）午後2時10分から
- (2) 場 所
陸上自衛隊信太山駐屯地内 厚生センター「談話室」
- (3) 携行品
募集要領、仕様書
- (4) 注意事項
 - ア 参加希望者は、令和8年10月1日（木）（土、日及び祝日を除く。）までに、別紙第1「展示即売店業者公募説明会申込票」にて、第8項1号イの提出先まで通知（電話、メール、FAX）
（FAXを利用される場合は併せて電話連絡もお願いします。）
 - イ 募集要領及び仕様書を携行
 - ウ 公募に応募するには本説明会参加が条件
但し、以下の業者は本説明会参加を免除される。
 - (ア) 過去4年間に展示即売店として出店実績がある業者
 - (イ) 過去4年間に信太山駐屯地の記念行事又は納涼祭に出店実績がある業者
 - エ 本説明会当日までに、募集要領及び仕様書を一通り確認し、提出書類の準備を始めておく。

8 応募手続き等

設置及び経営を希望する者は、以下のとおり提出すること。

- (1) 申請書等の提出
 - ア 提出書類
 - (ア) 申請書1部（別紙第2）
 - (イ) 企画提案書7部（別紙第3）
 - ※ 次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。
記載されていない場合は失格とすることがある。
 - a 設置場所・出店日及び区画数要望表（付紙第1）
 - b 販売予定品目表（付紙第2）及び販売予定品目のカタログ等
（写真（付紙第3）可）
 - (a) 必ずカラー印刷したものを7部提出
 - (b) 写真で提出される場合は、1頁に4種類を添付（見栄えが悪くなるのでそれ以上写真を大きくしない）
 - c 会社概要
 - d 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - e 衛生管理方法（食品衛生・感染症対策ほか）
 - f 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法、省エネ対策

g 信太山駐屯地における営業方針

h 要望・クレームなどがあつた場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

i その他のアピールポイント

(ウ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。なお、提出された書類は返却しない。）

a 業務確約書（別紙第4）

b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、商業・法人登記簿謄本）

c 財務諸表（直近のもの）

d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

e 営業経歴書

f 会社概要（任意様式、パンフレット可）

g 印鑑証明書

h 都道府県知事等の発行した食品営業許可書、自動車営業許可証等の写し（許可を必要とする業種・業者のみ。）

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写しを、b～eに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地

陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊厚生科厚生班 厚生主任 林

TEL 0725-41-0090（内線337）

メールアドレス adm_sinodayama_gsvc@inet.gsdf.mod.go.jp

FAX 0725-41-0090（内線424）（交換手対応）

FAX 0725-41-9453（会計隊直通）

（FAXを利用される場合は併せて電話連絡もお願いします。）

ウ 応募受付期間

令和8年10月6日（火）～令和8年10月21日（水）（必着）

(2) 提案修正の禁止

提出期限後の提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

(3) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

ア 提出期限までにすべての書類が提出されない場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合

エ 提出書類等に不備があつた場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合

カ 過去又は、現在、防衛省に支払う国有財産使用料を滞納したことがある、又はしている場合

キ その他、不正行為と認められる場合

9 選考の方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、展示即売店の設置・経営業者を決定する。
- (2) 不適格者の処置
次に該当する業者は、選考の際、得点にかかわらず不合格とすることができる。
ア 不当に高い価格を設定した経緯がある業者
イ 不明確な価格表示で販売した経緯がある業者
ウ 取得資格を逸脱した販売方法をしたことがある業者（酒類販売免許を取得していないのに、開栓せずに酒類を販売する行為等）
エ 一般常識に欠けるような行為をしたことがある業者
オ その他不適格と判断できる行為等があった業者

10 選考結果の通知

- (1) 日時等
令和8年11月12日（木）以降に電話等により通知する。
- (2) 合格した業者のみ連絡
不合格者から問い合わせがあった場合には対応するが、不合格理由については回答しない。

11 その他（国有財産使用申請関係）の提出書類

- (1) 提出書類
ア 国有財産使用許可申請書1部（別紙第5）
イ 誓約書1部（別紙第6）
ウ 役員名簿1部（別紙第7）
- (2) 提出先
申請書等と同じ
- (3) 提出期限月
令和8年11月30日（月）必着（郵送又は持参）

陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊厚生科 公募担当

(TEL 0725-41-0090 (代))
(TEL 090-6849-4341)
(メールアドレス adm_sinodayama_gsvc@inet.gsdf.mod.go.jp)
(FAX 0725-41-0090 (内線424) (交換手対応))
(FAX 0725-41-9453 (会計隊直通))
(FAXを利用される場合は併せて電話連絡もお願いします。)

展示即売店業者公募説明会申込票

会社等の名称 (同連絡先)	
------------------	--

開催場所	参加人数	移動手段	車両の有無
信太山駐屯地厚生センター	名		
車種・車番			

番号	氏 名	年齢	携帯電話番号

自由記載	
------	--

- 参加者は2名以内です。
- 令和8年10月1日(木)17時までにメール、ファクス、電話でご連絡をお願いします。
- 実施日: 令和8年10月5日(月)14時10分

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
信太山駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

大阪府和泉市伯太町官有地に所在する陸上自衛隊信太山駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用する。

企 画 提 案 書

会 社 名：

ア 設置場所・出店日及び区画数要望表（付紙第1）
イ 販売予定品目表（付紙第2）及び販売予定品目のカタログ（写真可）（付紙第3）
ウ 会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 社員数 (5) 店舗数 (6) 売上高
エ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
オ 衛生管理方法（食品衛生・感染症対策ほか）

カ 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法、省エネ対策

キ 信太山駐屯地における営業方針

ク 要望・クレームなどがあった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

ケ その他のアピールポイント

※ 様式変更可

設置場所・出店日及び区画数要望表

設置場所	出店日（区画数）	
厚生センター 正面玄関ホール (屋 内)	4 月	
	5 月	
	6 月	
	7 月	
	8 月	
	9 月	
	10 月	
	11 月	
	12 月	
	1 月	
	2 月	
	3 月	
厚生センター 正面玄関前広場 屋 外 キッチンカー どちらかに ○をつける	4 月	
	5 月	
	6 月	
	7 月	
	8 月	
	9 月	
	10 月	
	11 月	
	12 月	
	1 月	
	2 月	
	3 月	

※ 区画数は屋内のみ記入する。

販 売 予 定 品 目 表

会社等名：_____

販売予定品目	規 格 等 (g 他)	販売価格	市場価格

※ 様式変更可

販売予定品目のカタログ（写真で提出の場合）（4種類×2頁＝8種類以内）

商品名	販売価格	円	重量	g	商品名	販売価格	円	重量	g
商品名	販売価格	円	重量	g	商品名	販売価格	円	重量	g

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
信太山駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊信太山駐屯地における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを誓います。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

令和 年

防衛省所管国有財産部局長
近畿中部防衛局長 殿
(信太山駐屯地業務隊長経由)

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

印

(会社名 職名を記入)

国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 口座名：陸上自衛隊信太山駐屯地
- (2) 所在地：大阪府和泉市伯太町官有地
- (3) 区分及び数量

区 分	種 目	数 量	備 考
土 地	敷 地	30 m ² 又は77 m ²	
建 物	事務所建	6 m ² 又は12 m ²	

2 使用しようとする理由

展示即売店（～関連用品）を設置するため

3 利用計画

隊員の福利厚生

4 使用しようとする期間

- (1) 土 地
自：令和 9年4月 1日
至：令和10年3月31日（うち 日間）
- (2) 建 物
自：令和 9年4月 1日
至：令和10年3月31日（うち 日間）

5 その他参考となるべき事項

- (1) 誓約書及び役員名簿
- (2) 年間使用計画表
- (3) 案内図
- (4) 配置図又は位置図
- (5) 求積図又は地積測量図
- (6) 担当者連絡先
郵便番号
住 所
所 属
氏 名
電話番号
- (7) 納付書送付先

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。 以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第 7 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は、暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他の暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文面を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

[illegible]

仕 様 書

(令和 9 年度展示即売店公募)

陸上自衛隊信太山駐屯地
業 務 隊 厚 生 科

仕 様 書 (その1)

- 1 業務件名
陸上自衛隊信太山駐屯地における展示即売店の設置及び経営
- 2 業務内容
展示即売店の設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、陸上自衛隊信太山駐屯地を所管する近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき
 - ウ 丙が自己都合による業務の解除をするとき
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で許可財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料
丙は、乙に展示即売店設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
1 平方メートルあたりの国有財産使用料の最終的な金額は使用許可する時点で決定する。
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。
- 7 使用許可期間
令和9年4月1日から令和10年3月31日

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

3密（密閉、密集、密接）回避に努めるとともに、手指の消毒等具体的な感染対策を実施すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（甲が指定する者）（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、及びその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務の解除を希望するときは、解除しようとする1ヶ月前までに甲等に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。
この際、丙は残期間に相当する使用料を請求することはできない。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に業務の解除を申し出ること。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 丙は、営業許可が必要な商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、当該商品を販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、各営業日、設置場所及び周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、本業務に係る書類、その他担当職員の指示する書類を速やかに提出しなければならない。
- (10) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、又は、第三者と共同で使用してはならない。
- (11) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合、甲等により直ちに業務を取り消されるとともに、次回以降業務に従事できない場合がある。
- (12) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 その他

仕様の細部は、仕様書（その２）のとおり

仕 様 書 (その2)

1 募集業種

訓練・演習用品、スポーツ用品、一般衣料品・日用品等、食品ほか
アルコール類は禁止（土産物は可）

2 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の
使用許可により設置する。

(2) 設置場所及び区画

ア 屋 内

厚生センター正面玄関ホール（1区画6㎡又は2区画12㎡）

イ 屋 外

厚生センター正面玄関前広場（30㎡又は77㎡）

ウ 屋外（キッチンカー）

厚生センター正面玄関前広場（30㎡）

3 営業日及び営業時間

(1) 営業日

丙の申請に基づき、甲と丙が協議して決定する。

なお、施設等の状況により変更もあり得る。

(2) 営業時間

原則として午前10時～午後7時の間とし、それ以外は別途協議する。

(3) その他

出店日等の要望が重複した場合は原則同時営業とする。但し、出店スペースが
重なる場合、競合性が高いと思われる場合は日程変更を別途調整する。

また、自衛隊側の事情により変更いただく場合も有り得る。

4 国有財産使用料（令和8年度実績であり、最終決定は使用許可の時点となる。）

屋内日額 約98円／1区画（6㎡）（消費税込み）

屋外日額 約211円／（77㎡）（消費税込み）

約83円（30㎡（キッチンカースペース））（消費税込み）

5 その他

(1) 隊員等のニーズに合った商品を低価格で提供するように努めること。

(2) 緊急時等には、使用許可物件を国（自衛隊）が使用する場合がある。

(3) 駐屯地内での販売に相応しくないと判断した商品の販売は認めない。

(4) 電気等の借用は認めない。

令和9年度 展示即売店 業者公募説明会資料

令和8年10月5日

陸上自衛隊信太山駐屯地
業務隊 厚生科

設置の趣旨（目的）

国有地（駐屯地）において、営業（商品販売）を希望する民間業者等に、有償で土地又は建物を貸与し、日常生活に密着したサービスの提供を受けることにより、駐屯地勤務隊員の福利厚生の向上（充実）を図る。

本日の予定

- 1 厚生科長挨拶
- 2 募集要領等説明
- 3 設置場所・条件
- 4 今後の予定
- 5 質疑応答
- 6 現地確認

1 厚生科長挨拶

2 募集要領等説明

応募資格等

- 1 防衛省競争参加資格又は同等の資格を有すること。
(全省庁統一資格) (募集要領第2項1号)
- 2 暴力団及び暴力団員でないこと、又は暴力団員と関係しないこと。
(募集要領第2項2号～7号)
- 3 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
(仕様書(その1)第5項1号)
- 4 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
(仕様書(その1)第5項2号)

募集業種

訓練・演習用品、スポーツ用品、一般衣料品・日用品等、食品ほか
(アルコール類は禁止(土産物は可))

(募集要領第5項)

提出書類(応募時)

- ① 申請書 1部 (別紙第2)
- ② 企画提案書及び添付書類 7部 (別紙第3)
【以下、資格確認書類、各1部】
- ③ 業務確約書 (別紙第4)
- ④ 戸籍抄本又は商業・法人登記簿謄本
- ⑤ 財務諸表 (直近のもの)
- ⑥ 法人税又は所得税に関する納税証明書 (直近のもの)
- ⑦ 営業経歴書
- ⑧ 会社概要 (様式随意、パンフレット可)
- ⑨ 印鑑証明書
- ⑩ 食品営業許可書、自動車営業許可証等の写し
(該当業種・業者のみ)

※「資格審査結果通知書 (全省庁統一資格)」の写しで、
④、⑤、⑥、⑦の書類に代えることができる。

(募集要領第8項1号ア)

※今年度臨時売店に応募された場合、④～⑩は提出不要 7

令和7年4月1日

596-8206
大阪府岸和田市土生町136-1
泉州工業株式会社

代表取締役社長

●● ▲▲ 様

資格審査結果通知者(全省庁統一資格)

発行番号: 131311000300

業者コード: 0000123456

企業規模: 中小企業

資格の種類及び等級:

資格の範囲	物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
付与数値合計		50		
等級		D		

資格の有効期間: 令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

競争参加地域: (*印の地域について有効)

131311000300

北海道	東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国	四国	九州
			*	*		*	

営業品目:

衆議院庶務部会計課長

印

外務省大臣官房会計課長

参議院庶務部会計課長

財務省大臣官房会計課長

国立国会図書館総務部 会計課長

外務省大臣官房会計課長

最高裁判所事務総局経理局長

文部科学省大臣官房会計課長

会計検査院事務総長官房会計課長

農林水産省大臣官房会計課長

内閣府大臣官房会計課長

経済産業省大臣官房会計課長

復興庁会計担当参事官

国土交通省大臣官房会計課長

総務省大臣官房会計課長

環境省大臣官房会計課長

法務省大臣官房会計課長

防衛省経理装備局会計課長

物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
	衣服・その他繊維製品類 ゴム・比較類 消防用製品類		

先に申請のあった平成25・26・27年度の一般競争(指名競争)参加資格の審査結果を通知します。

なお、本通知書は、競争参加地域に所在する衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣(内閣官房、内閣法制局).....、環境省及び防衛省の各調達機関に共通して有効です。

本通知書は、一般競争(指名競争)入札の際、当該調達機関から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

なお、申請書類に虚偽の事実を記載した者等にあつては、本資格を取り消す場合があります。本通知書受領後に申請内容に変更があつた者は、申請書を提出した受付機関に速やかに届け出てください。

受付機関: 13090

受付番号: 00010

提出書類全般について留意事項

- 1 部数
次頁で説明する企画提案書以外の書類はすべて1部
- 2 記載項目
全部記載する。
- 3 会社概要
極力パソコンで作成
- 4 営業経歴書
極力パソコンで作成
イベント等出店経歴（特に自衛隊出店経歴）を中心に作成
- 5 営業許可証（有効期限、出店可能地域に注意）
露店営業許可証だけでなく、キッチンカーで出店する場合は自動車営業許可証、その他必要性に応じて提出

企画提案書について留意事項

1 企画提案書（7部）（別紙第3）

2 同添付書類

(1) 設置場所・出店日及び区画数要望表（7部）（付紙第1）

(2) 販売予定品目表（7部）（付紙第2）

(3) 販売品目のカタログ等（写真可）（カラーで7部）

（写真で提出する場合「付紙第3」を使用すること）

1 頁に4品目を添付（8品目まで）

（理由：必要以上大きな写真にすると見栄えが悪くなる）

（募集要領第8項1号(イ)及び別紙第3）

（カタログ、写真が不足していたら、不足分はモノクロコピーで採点者に配布します。）

提案修正の禁止

提出期限後の提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止
（募集要領第8項2号）

応募者の失格

- 1 提出期限までにすべての書類が提出されない場合
- 2 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- 3 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- 4 提出書類等に不備があった場合
- 5 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- 6 過去又は、現在、防衛省に支払う国有財産使用料を滞納したことがある、又はしている場合
- 7 その他、不正行為と認められる場合

（募集要領第8項3号）

選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による
総合的審査を行い、設置・経営業者を決定

(募集要領第9項1号)

選考結果の通知

合格した業者のみ電話等で連絡

(募集要領第10項2号)

不適格者の処置

次に該当する業者は、選考の際、得点にかかわらず不合格とすることができる。

- 1 不当に高い価格を設定した経緯がある業者
- 2 不明確な価格表示で販売した経緯がある業者
- 3 取得資格を逸脱した販売方法をしたことがある業者
- 4 一般常識に欠けるような行為をしたことがある業者
- 5 その他不適格と判断できる行為等があった業者

(募集要領第9項2号)

応募書類提出期限・提出先

1 提出期限等

10月21日（水）郵送又は持参

（書類及び部数等をよくご確認ください、提出願います。）

（募集要領第8項1号ウ）

2 提出先

〒594－8502

大阪府和泉市伯太町官有地

信太山駐屯地業務隊厚生科厚生主任 林 伸郎

電 話 0725－41－0090 内線337

090－6849－4341

FAX 0725－41－0090 内線424

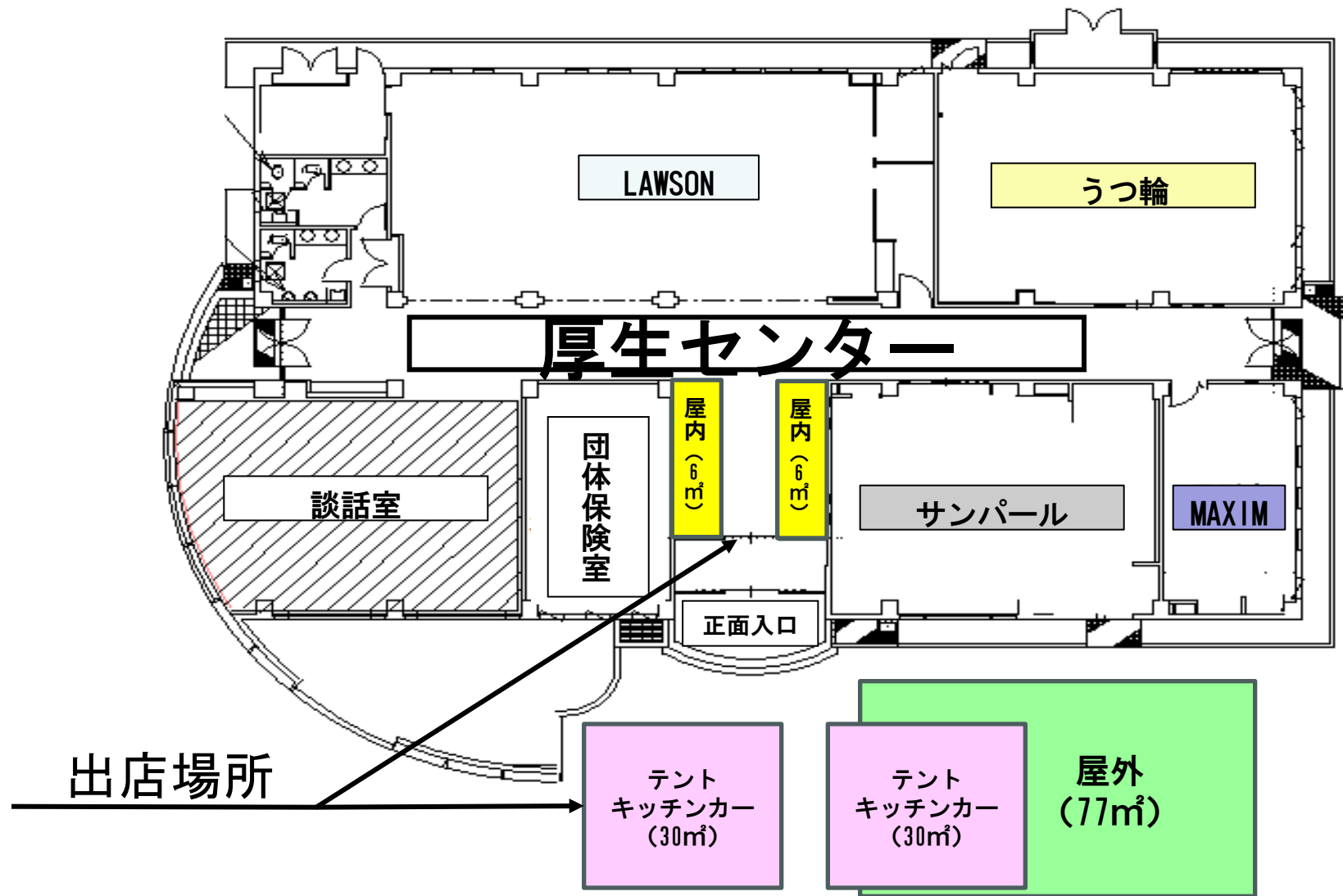
（交換手対応）

0725－41－9453（会計隊直通）

（募集要領第8項1号イ）

3 設置場所・条件

展示即売店設置（営業）場所（一例）



設置・経営条件1

1 営業場所等

屋内：厚生センター正面玄関ホールの1区画又は2区画
(6 m²又は12 m²)

屋外：厚生センター正面玄関前広場(30 m²又は77 m²)
(キッチンカーは30 m² (仕様書(その2) 第2項2号))

2 営業日及び営業時間

(1) 営業日：申請(企画提案書(設置場所・出店日及び区画数要望表))

(2) 営業時間等：原則として午前10時から午後7時の間とする。(ただし、上記以外は別途調整する。)

休業日：土日、祝日及び年末年始

(3) 出店日等の要望が重複した場合

原則同時営業とする。但し出店スペースが重なる場合、競合性が高いと思われる場合は任意の業者に日程変更を調整する。

また、自衛隊側の事情により変更いただく場合も有り得る。

(仕様書(その2) 第3項)

設置・経営条件2

- 3 国有財産使用料（消費税込）（令和8年度実績）
屋内： 約98円／日（6m²（1区画））
屋外： 約211円／日（77m²）
約83円／日（30m²（キッチンカー））

（仕様書（その2）第4項）

※ 納付書は申請者に対し発行（送付）されます。
（一括納付）

使用料は、近畿中部防衛局の示した納付期限を
厳守願います。

（延滞料金を支払えばよいわけではありません。）

設置・経営条件3

4 使用許可期間（仕様書（その1）第7項）
令和9年4月1日から令和10年3月31日

5 その他

- (1) 営業日数は、年間30日以内とする。
- (2) 駐屯地内での販売に相応しくないと判断した商品の販売は認めない。
- (3) 企画提案した商品以外の商品を販売したい場合は、早めに連絡すること。
- (4) 電気器具等の使用は認めない。
- (5) 良質でかつ低廉な商品の提供に努めること。
- (6) 販売に必要な資材（テーブル等）を自ら準備すること。
- (7) 緊急時等は、国が設置場所を使用する場合がある。

設置・経営条件3(続き)

- (8) 火災、盗難、及び保全の遵守に留意すること。
- (9) 食中毒及び感染症の予防に努めること。

(10) 訓練による隊員の減少、自衛隊側のスペース使用などにより、日程変更していただく場合がある。その際は別途調整する。

依 頼 事 項

※ 当方の事情ですが、4月～6月間は、出店回数が少なくなる可能性がありますのでご了承ください。出店希望日の変更調整させていただく場合もあります。

可能ならば以下についてご検討お願いします。

- 1 菓子など持ち帰り商品を販売される方は、
昼休みと17時以降の2度販売
- 2 食品の方は弁当の販売
- 3 ご当地名産品
- 4 市価より安い価格
- 5 電子決済

選考結果発表

選考結果発表（予定）

11月12日（木） 合格した業者のみ電話等で連絡
（募集要領第10項）

その他（国有財産使用申請関係）の提出書類

1 その他の提出書類

(1) 国有財産の使用許可申請書 1部
（募集要領別紙第5）

(2) 誓約書 1部（同別紙第6）

(3) 役員名簿 1部（同別紙第7）

2 期 限

11月30日（月）必着 郵送又は持参

3 提出先

応募書類提出先と同じ（募集要領第8項イ）

4 今後の予定

今 後 の 予 定

年 月 日	実 施 事 項
8 年 1 0 月 2 1 日 (水)	応募書類等提出期限
8 年 1 1 月 1 2 日 (木)	選考結果通知 ※電話又はFAX若しくはメール
8 年 1 1 月 3 0 日 (月)	国有財産使用許可申請書等提出期限
9 年 1 月 中 旬 頃	国有財産使用許可申請書を近畿中部防衛局に提出(中部方面総監部経由)
9 年 3 月 中 旬 頃	国有財産使用許可(近畿中部防衛局から申請者に直接郵送)
9 年 4 月 1 日	営業開始

5 質疑応答

6 現地確認